

家庭の省エネ機器導入促進補助金について

家庭での省エネ促進や温室効果ガスの排出を抑制するため、省エネ機器を導入する個人に対し補助金を交付します。

【対象機器(※未使用品であること。リース、リサイクル、リユース品は対象外となります。)]

- ・高効率給湯器：電気ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型ガス給湯器、潜熱回収型石油給湯器、ガスエンジン給湯器、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器
- ・蓄電池等：定置型リチウムイオン蓄電池、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム
- ・電気自動車等：電気自動車、プラグインハイブリッド自動車
- ・(新設)電気自動車等V2H充電設備：電気自動車等への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた建物への電力供給が可能な充電設備

【補助対象者】

- ・町内に居住する又は居住する予定の個人で、世帯員全員が町税等を完納している方。
- ・建物所有者の同意が得られている方。



【補助金対象経費及び補助金額】

対象機器	補助対象経費(※)	補助率	上限額	制限
高効率給湯器	機器本体、附属機器、設置工事費(税抜)	1/10	3万円	1住宅につき1回まで
蓄電池等			10万円	
電気自動車等 V2H充電設備			10万円	
電気自動車等	車両本体価格(税抜)	1/20	15万円	1世帯1台まで

※国・県等より類似する補助金等の交付を受ける場合は、その額を控除した額とします。
また、補助金額に千円未満の端数があるときは切り捨てます。

【注意事項】

補助金交付申請額が予算額に達し次第受付を締め切りますので、希望される方はお早めにお申込みください。

お問い合わせ先 鏡野町くらし安全課 環境係 電話(0868)54-2780

令和5年度 新型コロナワクチン接種についてのお知らせ

令和5年度における新型コロナワクチン接種の接種スケジュールが公表されました。

- ① 令和4年秋開始接種(12歳以上のオミクロン株対応2価ワクチン追加接種)は、接種期間が**5月7日まで延長**されました。
- ② 令和5年春開始接種(オミクロン株対応2価ワクチン)は、**5月8日から始まり**ます。
対象者は、初回接種が完了した**65歳以上の方**、65歳未満の**基礎疾患のある方及び医療や高齢者施設の従事者**です(接種期間は8月末まで)。
- ③ 5～11歳の小児用ワクチン接種は、3月8日から追加接種において**オミクロン株対応2価ワクチン(小児用)**が接種できます(接種期間は8月末まで)。
- ④ 6か月～4歳の乳幼児ワクチン接種は、継続して実施しています。

該当する年齢や接種時期等が複雑になっていますので、**「広報かがみの」4月号に折り込んでいる案内「令和5年度新型コロナワクチン接種についてお知らせ」を参照してください。**

なお、令和5年春開始接種の対象者で、①の令和4年秋開始接種をされた方には、順次接種券付き予診票等を送付します。接種をされていない方は、すでに送付している接種券をご使用ください。

65歳以上の高齢者や基礎疾患のある方は、重症化の予防効果を維持するため、令和5年度は春から夏の時期(5月8日～8月末まで)と秋から冬の時期(9月以降)の年2回の接種をお勧めします。

お問い合わせ先 鏡野町健康推進課 電話(0868)54-2025 FAX(0868)54-2891